

芳賀町告示第93号

芳賀町建設工事金入設計書の情報提供に関する要綱を次のように定め、平成29年10月1日から適用する。

平成29年8月21日

芳賀町長 見目 匡

芳賀町建設工事金入設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芳賀町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年芳賀町条例第19号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって町民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(対象となる範囲)

第2条 情報提供する金入設計書は、入札に付され、町が発注する芳賀町建設工事（予定価格が130万円を超えるものに限る。）に係る金入設計書（参考資料を含む。）であって、条例第6条各号に規定する非公開情報が含まれないものとする。

(情報提供の方法)

第3条 金入設計書の情報提供は、金入設計書の電磁的記録（PDF形式に限る。）を複製した光ディスクを交付する方法により行うものとする。

(申込手続)

第4条 金入設計書の情報提供を受けようとする者は、芳賀町建設工事金入設計書の電磁的記録提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を当該金入設計書に係る建設工事を所管する課等（以下「担当課等」という。）に提出しなければならない。

2 申込書は、担当課等ごとに作成し、光ディスク（新品に限る。）を1枚添付しなければならない。

3 第1項に規定する申込み（以下「申込み」という。）は、当該担当課等の窓口で受け付けるものとし、郵送による受付は行わない。

第5条 申込みは、当該金入設計書に係る入札の落札業者が決定し

た日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 担当課等は、申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る金入設計書の電磁的記録を複製した光ディスクを当該申込者に交付するものとする。

(費用)

第6条 この要綱の規定による金入設計書の情報提供に係る費用は、無料とする。

(適正な使用)

第7条 金入設計書の情報提供を受けた者は、この要綱の目的に即し、提供された情報を適正に用いなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。